

# 平成30年度 介護保険料 決定



問合せ 長寿支援課  
(本庁仮設庁舎西棟1階)  
☎32-1175

平成30年度の市町村民税の課税状況が6月で確定したことに伴い、65歳以上の人の平成30年度介護保険料(年額)が決定しました。

## ◆ 重要 ◆

### 第7期(平成30~32年度)から 介護保険料の金額が変わります。

65歳以上の人の介護保険料の基準額は、3年間でどのくらいの介護サービス費が必要かなどによって決まります。

介護保険料の基準額は、3年に1度見直しを行っており、高齢者の増加などに伴う介護サービスに必要な事業費が増大することが見込まれることから、平成30年度から介護保険料の基準額を年額8,400円増額しました。

介護保険料は介護保険を運営するための大切な財源です。

### 7月中旬頃に保険料のお 知らせを送ります

保険料は、4月1日現在の被保険者本人と世帯員の前年中の所得に対する市町村民税の課税状況により決定します。

保険料徴収のお知らせは、特別徴収(年金天引き)の人と普通徴収(口座振替)の人には、はがきを送ります。普通徴収(納付書納付)の人には、封書で納付書を送付します。

### 65歳以上の人の保険料の 納付方法

▼特別徴収(年金天引き)の人  
現在受給している年金の年額が18万円以上の人は特別徴収となり、年金支給の際に保険料が差し引かれます。手続きは必要ありません。

### 普通徴収の人

特別徴収の条件に当てはまらない人は普通徴収となり、市から送付する納付書で納期限までに納めてください。  
また、便利で安心な口座振替による納付もできます。

年金の年額が18万円以上でも、次のような場合は普通徴収になります。  
・年度の途中で65歳になったとき  
・年度の途中で他の市区町村から転入したとき  
・年度の途中で所得段階の区分が変更となったとき  
・年度の初め(4月1日)の時点で年金を受けていなかったときなど

## 平成30年度の保険料

